

<指定給水装置工事事業者の更新申請手続きについて>

提出書類

1 指定給水装置工事事業者申請書（両面） 【様式第1】

2 機械器具調書 【別表】

下記の①から④の性能を有する機械器具を詳細に記入してください。

また、記載した器具については、それぞれの写真を添付してください。

- ① 切断用機械器具（金切のこぎり等）
- ② 加工用機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）
- ③ 接合用機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
- ④ 水圧テストポンプ
- ⑤ その他（重機等）

3 誓約書 【様式第2】

水道法第25条の3第1項第3号のイ～へに該当していないことを誓約するものです。

- イ 精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ロ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 水道法に違反し、2年以上経過していない者
- ニ 水道法等の規定により指定を取り消され、2年以上経過していない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのある者
- へ 法人であって、その役員のうち上記イ～ホのいずれかに該当する者がいる場合

4 添付書類

- ① 法人の場合…定款の写し及び登記事項証明書
 - ・定款の写し…原本と相違ない旨の記載と押印が必要です。
 - ・登記事項証明書…現在事項証明を添付してください。（原本。発行日から3カ月以内）
- ② 個人の場合…住民票の写し（原本。発行日から3カ月以内）
 - 住民票の住所と事務所の所在地が異なる場合は、事務所の所在が証明できる書類（郵便物等）を添付してください。
- ③ 給水装置工事主任技術者免状のコピー
- ④ 給水装置工事主任技術者証のコピー
- ⑤ 事業所案内図（1/50,000 と住宅地図程度のもの）
- ⑥ 事業所写真（外観および内部）

5 旧指定給水装置工事事業者証

旧事業者証は返納してください。紛失した場合は再交付の申請が必要です。

6 更新申請時における確認事項

更新申請の際に確認する項目があります。別途指定する様式を提出してください。

更新手数料

10,000円

書類の提出方法

書類の確認等があるため、原則来庁での提出をお願いします。

受付時間 平日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

やむを得ず郵送を希望される場合はご相談ください。

更新手続きの流れ

指定給水装置工事事業者

窓口来庁

書類の提出

※更新手続き期間内の申請にご協力をお願いします。



企業団

提出書類の内容確認、審査

更新手数料納入通知書の作成

承認・告示



指定給水装置工事事業者

窓口来庁

※窓口混雑緩和のため、日時・時間を指定させていただきます。

ご了承ください。

更新手数料の納付 (10,000円)

指定工事業者証の交付



指定給水装置工事事業者の更新手続き完了

※注意事項※

- ・有効期限までに更新手続きを完了しないと失効となります。
- ・登録内容に変更がある場合は、更新手続き期間よりも前に変更の手続きをお願いします。
変更の届出が提出されていないと更新できない場合があります。
- ・事業者証を紛失した場合は、再交付の申請が必要です。